

## 第 6 4 号議案

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(収集又は運搬の禁止等) 第 3 6 条の 2 市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。 2 ～ 4 (略)	(収集又は運搬の禁止等) 第 3 6 条の 2 市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物 <u>のうち、古紙、瓶、缶その他の市規則で定める資源物</u> を収集し、又は運搬してはならない。 2 ～ 4 (略)

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。